

令和4年度岡山県津山市介護サービス事業所集団指導

令和3年度制度改正の注意点について

全サービス共通

津山市環境福祉部高齢介護課

令和3年度制度改正の注意点

全サービス対象

- ①運営規程の記載内容
- ②認知症介護基礎研修の受講
(居宅介護支援、基準該当訪問介護を除く)
- ③ハラスメント対策
- ④業務継続計画の策定等
- ⑤感染症対策の強化
- ⑥虐待防止の措置

①運営規程の記載内容

運営規程に定める項目に下記事項が追加されました。

「虐待の防止のための措置に関する事項」

- 組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）
- 虐待等が発生した場合の対応方法

令和6年4月1日から義務化となります。

運営規程を変更した場合は、変更届を提出してください。

②認知症介護基礎研修の受講

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させることが令和6年4月1日から義務化されます。

医療・福祉関係の資格

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、栄養管理士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

令和6年3月31日までに上記の資格を有しない全ての介護従業者に認知症介護基礎研修を受講させてください。

※令和5年度の研修予定は令和5年6月頃下記HPに掲載される予定です。

「令和5年度認知症介護基礎研修の実施について」(岡山県HP)

<https://www.pref.okayama.jp/page/609339.html>

③ハラスメント対策

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが令和4年4月1日から義務化されています。

- ・職場におけるハラスメント内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化(就業規則等)し、従業者に周知・啓発すること。
- ・ハラスメントに関する相談に対応するための窓口を設置し、従業者に周知すること。

【参考】

「介護現場におけるハラスメント対策」(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

④業務継続計画の策定等(その1)

感染症や災害発生時においてサービス提供を継続するための計画を策定し、必要な研修や訓練を実施することが令和6年4月1日から義務化されます。

(1) 業務継続計画は2種類

感染症発生時における業務継続計画

- 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

自然災害発生時における業務継続計画

- 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- 他施設及び地域との連携

④業務継続計画の策定等(その2)

(2)研修の実施

- 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有すると共に、平常時の対応の必要性や緊急時の対応を理解し行動できるような内容とすること。
- 定期的な研修(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は年2回以上と新規採用時にも研修を実施。その他のサービス種は年1回以上)
- 研修の実施内容を記録すること。

※感染症の業務継続計画にかかる研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも可能。

④業務継続計画の策定等(その3)

(3) 訓練(シミュレーション)の実施

- 定期的な実施(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は年2回以上。その他のサービス種は年1回以上)
- 訓練の内容は、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害発生時に実践するケアの演習等。
- 訓練の実施方法は、机上や実地など手法は問わない。

※感染症の業務継続計画にかかる訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可能。

※災害の業務継続計画にかかる訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも可能。

【参考】

「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

⑤感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、まん延しないように以下の措置を講じることが令和6年4月1日から義務化されます。

(1) 感染症対策委員会の開催

- おおむね6月に1回以上開催
- 構成メンバーの責任と役割分担を明確にし、感染対策担当者を決めること。
- 委員会の結果について介護従業者に周知徹底を図る

(2) 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備

- 平常時の対策(事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等)
- 発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等)

【参考】

「介護現場における感染症対策の手引き」(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048002.html>

⑥虐待防止の措置(その1)

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じることが令和6年4月1日から義務化されます。

(1) 虐待防止検討委員会の開催

- ・定期的な開催
- ・委員会の結果について介護従業者に周知徹底を図る

(2) 「虐待の防止のための指針」を整備

以下の項目を盛り込むこと。

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

⑥虐待防止の措置(その2)

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・定期的な研修(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は年2回以上と新規採用時にも研修を実施。その他のサービス種は年1回以上)
- ・研修の内容は記録すること

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置

- ・専任の担当者を配置。虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。